

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年3月13日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 財政援助団体等監査(20監査第86号)分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	担当課	
<p>長野市営南長野運動公園総合運動場 5 利用料金の設定・徴収について (報告書16ページ)</p>	<p>(1) 条例と異なる料金徴収等について プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収されていた。 また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイント料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。 併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。 市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討されたい。</p>	<p>条例と異なる料金での徴収及び条例に規定がなく慣例や運用での徴収は、事前協議が不十分な上、料金徴収に対する考え方が曖昧だったことが原因である。 電源使用料、総合球技場でのペイント料については、実費負担とし適正な料金設定や告知を検討するなどし、適正な利用料金の徴収に努めることを平成21年5月15日に指定管理者との打合せの際、確認し改善を図った。 また、利用実態に合わせた料金体系への条例整備は、体育施設使用料適正化事務に併せて今後検討していく。</p>	<p>平成21年度の指定管理者との打合せにより、適正な利用料金の徴収を行っている。また利用実態に合わせた料金体系への整備については、再度検証のうえ今後検討する。</p>	<p>利用実態に合わせた料金体系への整備については、再度検証のうえ平成25年度の料金改定に併せて改定を検討中。</p>	<p>体育課</p>
<p>長野市営南長野運動公園総合運動場 6 基本協定書の運用について (報告書16ページ)</p>	<p>基本協定書第16条によると、指定管理者は市が定めた基準により使用料を減免（割引又は無料）した場合、市は指定管理者に対し減免した使用料を支払うことになっているが、平成19年度では、減免された使用料が補填されていなかった。 これは、年度協定において当該年度の割引を想定して指定管理者の収入を見込み、あらかじめ減免料を含み、指定管理料を算定したためであるが、本件は指定管理料の算定にかかわる重要事項の変更であるため、基本協定書の変更をするなど必要な手続きを検討されたい。</p>	<p>現在の基本協定の契約期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間となっていることから指定管理料の算定にかかわる基本協定書の変更については、次回の指定管理者再募集に合わせ協定書を変更します。</p>	<p>現在の基本協定の契約期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間となっていることから指定管理料の算定にかかわる基本協定書の変更については、平成23年度からの指定管理について協定書を変更する。</p>	<p>平成23年度からの指定管理について基本協定書を変更した。</p>	<p>体育課</p>